

2012年9月26日

外務大臣 玄葉光一郎様
環境大臣 細野豪志様
農林水産大臣 鹿野道彦様
厚生労働大臣 小宮山洋子様
文部科学大臣 平野博文様
経済産業大臣 枝野幸男様
国税庁長官 古谷一之様

名古屋・クアラルンプール補足議定書担保法規の制定および「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ議定書担保法)」改正に係る申入れ書

食と農から生物多様性を考える市民ネットワーク(略称:食農市民ネット)
共同代表 天笠啓祐
共同代表 河田昌東

わが国は、毎年大量の遺伝子組換え作物／生物(GMO)を輸入しています。近年、こうした輸入 GMO による国内農作物の遺伝子汚染問題が顕在化しつつあります。

私どもが行ってきた調査では、輸入 GM ナタネが日本各地で広く自生しており、多年草化や世代交代、GM 種同士の交雑によると見られるスタック・ジーン化、近縁種との交雑と思われる例も多数観察されています。三重県では、県の特産ブランド作物として何十年にもわたって守り育ててきた「三重なばな」が自生 GM ナタネによって遺伝子汚染されるのを恐れて、これまで県内で行ってきた採種を県外に委託することを決めています。昨 2011 年には、沖縄県で、病気に強い品種として栽培が推奨されてきた台湾産品種のパパイヤ「台農 5 号」から未承認の GMO が見付き、知らずに栽培してきた農家が GM と疑わしいパパイヤの木を伐採処理することを余儀なくされています(推定損害額約 7,000 万円)。

これらの問題に対処するため、食農市民ネットは、名古屋・クアラルンプール補足議定書への署名・批准に先立ち、以下の通り申し入れます。

記

1. 名古屋・クアラルンプール補足議定書の批准に向けて、名古屋・クアラルンプール補足議定書の規定を十全に反映した国内法規を整備すること。そのさい、とくに次の項目を担保すること。

(ア)「環境と開発に関するリオ宣言」第 15 原則で規定された予防原則 (precautionary principle) を明記すること。

(イ)「損害」として、生物多様性の構成要素を利用するすべての活動 (農林水産業を含む生態系サービス全体)、ならびに人の健康への悪影響を含めること。

(ウ)「事業者」として、GMO の商品化 (上市化) を行った者、開発者、生産者、輸出者を含めること。

(エ) 損害の修復は、金銭による賠償ではなく、「原状回復」を優先すること。

(オ) 輸入 GMO による損害に対する固有の民事責任制度を制定すること。そのさい、とくに次の項目を盛り込むこと。

① 責任基準は厳格責任とすること。

② 事業者の遡及権を確保すること。

③ 責任集中を明記すること。

④ 被害者の提訴権を確保すること。

⑤ 事業者による賠償基金、または GMO 輸出入のさいの保険加入を義務づけること (事業者の倒産等により十分な賠償 / 補償が行われない事態を避けるため)。

2. 現行のカルタヘナ議定書担保法を改正し、カルタヘナ議定書の規定を十全に反映した国内法規を整備すること。そのさい、とくに次の項目を担保すること。

(ア) 予防原則を明記すること。

(イ) 適用対象として、生物多様性の構成要素を利用するすべての活動 (農林水産業を含む生態系サービス全体)、ならびに人の健康を含めること。

【連絡先】食農市民ネット事務局 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207

Tel:03-5155-4756 email: office@fa-net-japan.org